

# 山、川、海をつなぐ 私たちの「清流」を次の世代へ

清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画の推進



## 目次

岐阜県と海とのつながり	1
街に捨てられたごみのゆくえ	2
清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画	3
私たちにできること	4



# 岐阜県と海とのつながり

## 岐阜県が誇る「清流」

私たちにとって身近な存在である川は、豊かな自然環境に育まれた「清流」として、岐阜県に暮らす私たちの生活・環境と経済活動を支えるかけがえのない財産です。この清流はさらに愛知県、三重県、富山県、福井県をはじめとする流域圏の自然と人々の暮らしを支え、海に豊かな恵みをもたらしてきました。



身近な存在の川



「清流」に育まれた鮎

しかし、「清流」がたどり着いた先の海岸には多くのごみが堆積しています。中でも、近年問題となっている海洋プラスチックごみの約8割は、本県をはじめとする内陸から川などを介して流入したものとされており、海洋ごみ問題は私たちにとって他人事ではありません。



平成 30 年 (2018 年) 10 月  
庄内川水系新川に大量漂着したプラスチック  
(提供：千葉 賢 四日市大学教授)



海洋プラスチックごみに囲まれる海ガメ

本県の河川周辺でも、多くのプラスチックを含むごみ（生活系ごみ、不法投棄系ごみ、レジャー系ごみなど）の散乱が確認されています。



県内で確認された散乱ごみ（用水路から河川への合流地点）



県内で確認された散乱ごみ（河川敷）

# 街に捨てられたごみのゆくえ

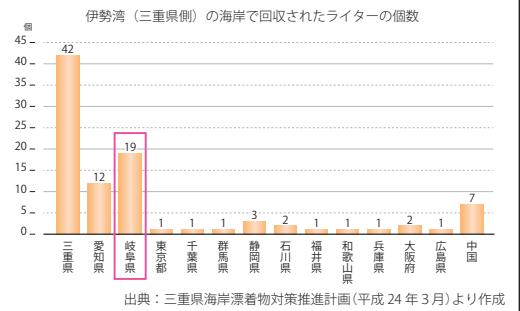
## 内陸県と海洋ごみ

私たちが使用した製品やごみが適切に管理されていない場合、街中で散乱ごみとなり、いずれは川などを介して海洋ごみとなります。

散乱ごみには、ポイ捨てや不法投棄のほか、管理が不十分な製品の散乱やごみステーション等からの散乱など、気づかないうちに発生したごみも含まれます。

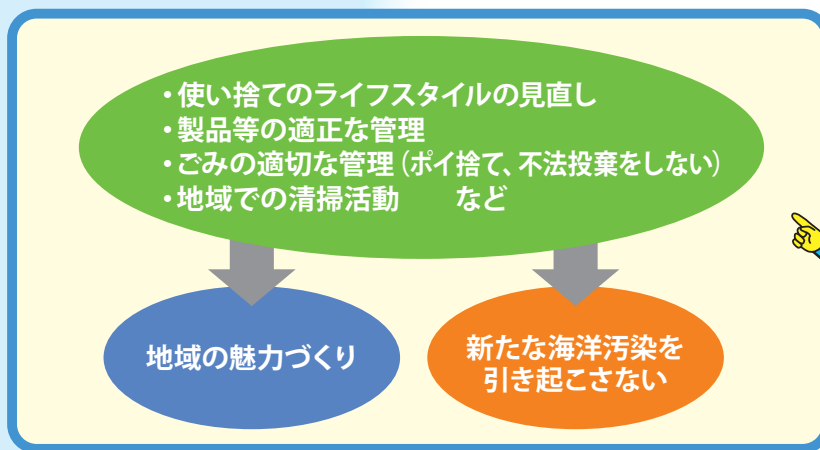


伊勢湾に漂着したプラスチックごみには、本県から流出したと推測されるものもあります。



出典：海洋プラスチックごみに関する各種ガイドライン等イメージ図(環境省)を基に作成

**暮らしや事業活動から出るごみを減らすことが、地域の美化、さらには海洋ごみを減らし海を守ることにつながります！**



最近よく耳にする

## 海洋プラスチックごみとマイクロプラスチックの関係

海洋に流出したプラスチックごみ(海洋プラスチックごみ)は、ほとんど分解されないまま破碎・細分化され、マイクロプラスチック(直径5mm以下の微細なプラスチック)として長期間海中に残るとされています。また、マイクロプラスチックには海中の有害物質を取り込みやすい傾向が指摘されています。

マイクロプラスチックを海洋生物が摂取することで、有害物質が生体内で蓄積され、生態系や人体に悪影響を及ぼす可能性が懸念されています。

写真：日本列島から1000km離れた太平洋上で採取したマイクロプラスチック(出典：東京農工大学高田秀重教授)

出典：「平成29年度漂着ごみ対策総合検討業務」(環境省)



# 清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画



本県から新たな海洋汚染を引き起こさないよう、内陸県としての本県の役割を理解し、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」を実現するための計画を策定しました（令和4年3月）。

## 基本目標（令和4年度（2022年度）～令和12年度（2030年度））

本県の清流が織りなす豊かな自然環境の保全と継承につながるよう、ひいては海洋プラスチックごみをはじめとする新たな海洋汚染を引き起こさないために

- ・内陸に暮らす私たちが果たすべき役割を県民、事業者、民間団体、学校・研究機関及び行政等が各々に認識する
- ・各主体が相互連携して散乱ごみ対策をはじめとする具体的行動に取り組む

## 主な取組

本県で発生した散乱ごみ等が海洋流出しないよう、できる限り散乱ごみ等の発生を抑制します。そのうえで清掃活動等の対策により散乱ごみ等の流出を抑制します。

### (1) 海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策

#### ① 散乱ごみ等の発生抑制

生活系・不法投棄系

プラごみ

ごみの減量化やリサイクルの推進・製品等の適正な管理・ごみの適正な回収処理・不法投棄の防止

#### ② 散乱ごみ等の流出対策

行動促進

連携

清掃活動を含む環境保全活動への参加、協力、支援・流木の河川等への流出防止

#### ③ 環境教育・普及啓発

プラごみ

行動促進

- ごみの減量化やリサイクル等に関する啓発
- 内陸県から発生する海洋ごみに関する理解促進
- 散乱ごみ等の状況や清掃活動の成果の「見える化」による行動変容の促進
- 環境に配慮した行動の実践につながる環境教育の支援

### (2) 河川やその周辺での社会的利用に伴う散乱ごみへの重点的・モデル的な対策

レジャー系

連携

河川やその周辺で社会的利用がある区域のうち、地域の高い環境意識のもと、関係者が連携して散乱ごみ対策を行う区域を定め、重点的・モデル的な対策を講じます（※今後も区域の拡大を図ります）。

### (3) 多様な主体の適切な役割分担と連携確保

連携

県民、事業者、民間団体、学校・研究機関及び行政等の多様な主体が地域の実情を考慮し適切な役割分担のもと、連携して取組を行います。

### (4) 海洋ごみ対策に関する状況把握（モニタリング）

生活系・不法投棄系

レジャー系

プラごみ

県内の散乱ごみ等の発生状況や清掃活動の実施状況等を定期的に把握（モニタリング）します。モニタリング結果について、新たな課題の洗い出しや対策項目の検討に活用します。



～私たちの「清流」を次の世代へ～

# 私たちにできること

県民の皆さんへ

## 1

資源循環型社会への取組 ～使い捨てのライフスタイルの見直し等～

### ●生活系ごみ

- マイバッグやマイボトルを持参しましょう
- 製品の購入時は簡易包装に協力しましょう
- リペア(修理)、リユース(詰め替え製品等)、リサイクル製品を活用しましょう
- レンタルやシェアリング、フリーマーケット等を活用しましょう
- 環境にやさしいグリーン購入等の買い物を心がけましょう

### ●プラスチック

- 使い捨てプラスチック製品(ストローやスプーン等)の使用を控えましょう
- バイオプラスチックや紙等、再生可能素材を使用した製品を選んで購入しましょう
- ペットボトルとキャップの分離や容器の洗浄等、市町村のルールに従い丁寧に分別しましょう



## 2

所持する物や土地の適正な管理・ごみの適切な管理

### ●所持する物や土地の適正な管理

- 所持する物が散乱ごみとして飛散流出しないよう適正に管理しましょう
- 風雨などで飛散するおそれのあるものはできる限り屋内に保管しましょう
- 廃棄物の不法投棄等が行われないよう管理地を適正に維持管理しましょう

### ●ごみの適切な管理

- 集積所では回収日や種類等、ルールに従ったごみ出しをしましょう
- 集積所でごみが散乱しないよう、ネット掛け等を活用しましょう
- 外出先・レジャー時にはごみを持ち帰り(又は収集場所で適切に分別)しましょう
- 家電や粗大ごみ等は市町村のルールに従って処分しましょう

## 3

環境保全活動への参加

- 地域での清掃活動のほか、河川敷や海岸で実施している清掃活動にも積極的に参加しましょう
- 自宅や学校、勤務先等の身近な場所は日常的に清掃しましょう





~ 私たちの「清流」を次の世代へ ~

# 私たちにできること

事業者の皆さんへ

## 1 資源循環型社会への取組

- 簡易包装、レジ袋削減、マイバック使用等への協力を呼びかけましょう
- 使い捨てプラスチック製品（ストローやスプーン等）の提供を控えましょう
- ごみになりにくい製品や長期使用可能な製品を積極的に取り扱きましょう
- 環境に配慮した調達方針を定めるなどグリーン購入に取り組みましょう

## 2 環境にやさしい製品・サービスの提供

- 分別が容易でリユースやリサイクルが可能な製品、ごみが発生しにくい製品、再資源化しやすい製品等の開発、製造に積極的に取り組みましょう
- プラスチック製品の原料については、バイオプラスチックや再生プラスチック等への代替を進めましょう
- バイオプラスチックや紙等、再生可能素材を使用した製品を提供しましょう

## 3 所持する物や土地の適正な管理

- 所持する物や管理地の物が飛散流出しないよう適正に管理しましょう
- 風雨などで飛散するおそれのある資器材はできる限り屋内に保管しましょう（特に台風や出水期は製品を含め、物が流出することがないように管理の徹底をお願いします）
- 平常時から災害等を想定し、製品や資器材の適切な保管場所を確保しましょう
- 廃棄物の不法投棄等が行われないよう管理地を適正に維持管理しましょう

## 4 廃棄物の適正な処理

- 廃棄物の処理委託先を適切に選定し、適正に処理が行われていることを把握しましょう
- 廃棄物の排出抑制や循環的利用に計画的に取り組みましょう
- 廃棄物の再資源化が容易となるよう処理や分別を徹底しましょう

## 5 環境保全活動への参加

- 地域貢献の一環として、地域の清掃活動や環境保全活動に積極的に参加、協力、支援をしましょう
- 事業者の知見を活かし、環境配慮行動の実践につながる体験プログラム提供に協力しましょう

林業事業者の皆さんへ 間伐材等が森林から河川に流出しないように、適正に処置しましょう



~私たちの「清流」を次の世代へ~

# 私たちにできること

民間団体の皆さんへ

## 1

### 環境保全活動の推進

- 地域での清掃活動のほか、河川敷や海岸で実施している清掃活動にも積極的に参加しましょう
- 団体が主体となって清掃活動や環境保全活動を実施しましょう

## 2

### 環境教育・普及啓発に係る活動の推進

- フリーマーケットの開催等、リユース・リサイクル・シェアリングを呼びかけましょう
- 街中や河川敷等での清掃活動やごみの散乱状況等に関して情報発信し、地域での理解を促進しましょう
- 海洋ごみ対策やごみの減量など、地域での啓発を実施しましょう
- 地域や学校等で環境教育を実施しましょう

## 3

### 他の主体との連携

- 関係機関と連携し、清掃活動や環境保全活動を実施しましょう
- 県や市町村等が実施するポイ捨てや不法投棄しにくい環境づくり、普及啓発、環境教育等の取組に参加し連携を図りましょう

## SDGs と海洋プラスチックごみ

平成 27 年（2015 年）、国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。近年、海洋プラスチックごみによる、生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が世界規模の課題となっていることを受け、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして「2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」ことが掲げられ、国内外で取組が進んでいます。

海の豊かさを守る取組を進めることは、豊かな海を育む山、川をもつ本県にとって、陸の豊かさを守ることに繋がります。

また、海洋プラスチックごみ対策を進めるうえで、県民、事業者、民間団体、学校・研究機関、行政等の連携が重要です。





# 山、川、海をつなぐ 私たちの「清流」を次の世代へ



12 つくる責任  
つかう責任



14 海の豊かさを  
守ろう



15 陸の豊かさも  
守ろう



17 パートナースHIPで  
目標を達成しよう



発行年月：令和4年3月  
発行者：岐阜県環境生活部廃棄物対策課

